

宇都宮市健康交流センターの運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市健康交流センター条例施行規則（平成13年規則第7号。以下「規則」という。）第9条に基づき、宇都宮市健康交流センター条例（平成13年条例第8号。以下「条例」という。）及び規則に定めるもののほか、宇都宮市茂原健康交流センター（以下「センター」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(利用料及び利用券)

第2条 条例第4条の利用料の納付及び利用券の交付は、券売機により行うものとする。
2 センター入館の際には、遊泳若しくは入浴するしないにかかわらず利用料を納付するものとする。

(入館の制限)

第3条 入館時間は、閉館時間の1時間前までとする。
2 飲食物・酒類の持ち込みは、認めないものとする。
(利用の制限)

第4条 カラオケの利用は、国民の祝日及び土曜日並びに日曜日を除く日の午後1時から午後5時までとする。

(会議室の使用)

第5条 一般使用の予約は、使用日の属する月の2か月前の1日午前10時から受付する。ただし、1日が休館日の場合は翌開館日とする。
2 市の主催事業については、2か月前以前においても予約受付する。
3 使用者は予約受付後、会議室使用許可申請書に関係書類を添えて、原則として使用日の1か月前までに提出するものとする。
4 センターは、当該申請の内容を審査し、許可するかどうか決定するものとし、許可の場合には、会議室使用許可証を交付するものとする。
5 使用者は、会議室使用許可証を交付される際に、使用料を納入するものとする。
6 使用者は、使用する際には、会議室使用許可証を提示するものとする。
7 会議室が空いている場合は、使用当日においても許可することができるものとする。

(利用料等の減免)

第6条 条例第8条に規定する利用料及び使用料の減免及び同施行規則第4条に規定する使用料の減免については次のとおりとする。

- (1) 満3歳以下の者が風呂又はプールを利用する場合は、その利用料は全額減免とする。
この場合において、減免の申請及び決定通知書の交付は省略することができる。
- (2) 会議室を市及び市の関係機関、子供会育成会等の公共性の高い社会教育関係団体、自治会等の市の行政と密接な関係にある公益的団体が、団体の目的に添った使用をすると認められる場合は、その使用料は全額減免とする。
- (3) 会議室を国・県及び関係機関が使用する場合は、その使用料は50%減免する。
- (4) 前2号のほか、市長が特に必要と認める団体については、前2号の規定を準用して決定することができる。

(目的外使用)

第7条 廉價等を使用する者は、年度ごとに目的外使用許可申請書に関係書類を添えて、前年度の3月1日までに宇都宮市保健福祉部高齢福祉課に提出し、許可を受けるものとする。

- 2 廉價の使用許可を受けた者は、廉價の使用に係る覚書を市長と締結するものとする。
- 3 廉價等の使用許可を受けた者は、条例第11条第2項に定める廉價等使用料のほか使用した光熱水費（電気料・上下水道料）を負担するものとする。

(回数券の発行)

第8条 規則第5条の回数券の発行は、券売機により行うものとする。

(様式)

第9条 規則第9条に基づきセンターの運営に必要な様式を次のとおり定める。

- (1) 茂原健康交流センター利用券（別紙様式第1号）
- (2) 茂原健康交流センター利用回数券（別紙様式第2号）
- (3) 茂原健康交流センター会議室使用許可（使用料減免）申請書（別紙様式第3号）
- (4) 茂原健康交流センター会議室使用許可（使用料減免決定通知）書（別紙様式第4号）

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号

規格 57.5 × 30.0 mm

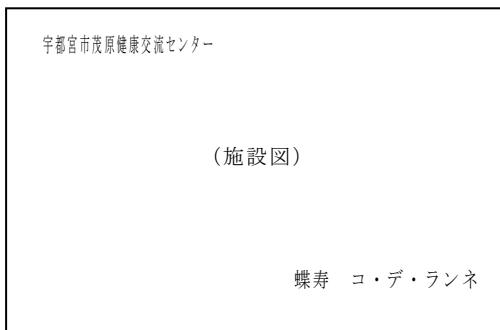


様式第2号

規格 54.0 × 85.6 mm

(表)

(裏)



様式第3号

宇都宮市茂原健康交流センター会議室

使用許可申請書

使用料減免申請書

宇都宮市長様

次のとおり使用したいので申請します。

		申請年月日	平成 年 月 日			
		利用年月	平成 年 月 分			
申請者	団体名		代表者氏名			
	住所〒(一)		TEL()			
使用日	使用目的 (会議名等)	使用機材	使用時間	区分		金額 (円)
				午前	午後	
			時 分 ↓ 時 分			
			時 分 ↓ 時 分			
			時 分 ↓ 時 分			
			時 分 ↓ 時 分			
減免申請の理由			減免申請額 使用料×減免率		金額合計	
					消費税相当額	
					使用料	
許可条件			減免申請額			
			納付額			

※ 太線内のみ記入して下さい。

伺 い	申請のとおり許可・減免してよろしいか。				受付	平成 年 月 日		
	課長	課長補佐	係長	係	発議	平成 年 月 日		
					決議	平成 年 月 日		

様式第4号

宇都宮市茂原健康交流センター会議室

使 用 許 可 書
使用料減免決定通知書

第 _____号

平成 年 月 日
平成 年 月 分

様

宇都宮市長

使 用 日	使 用 目 的 (会議名等)	使 用 機 材	使 用 時 間	区 分			金 額 (円)
				午 前	午 後	夜	
			時 分 ＼ 時 分				
			時 分 ＼ 時 分				
			時 分 ＼ 時 分				
			時 分 ＼ 時 分				
減 免 可 ・ 否	理 由				金 額 合 計		
					消費税相当額		
					使 用 料		
許可条件				減 免 申 請 額			
				納 付 額			

- ※ 1 使用に際しては、この許可書を受付に提示してください。
2 センターの使用上のきまりを守ってください。
3 センターの職員の指示に従ってください。